

弘前医療福祉大学

令和4年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

弘前医療福祉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、平成 21(2009)年、専修学校を祖として「ホスピタリティー精神」を基盤とし、地方都市の名称を冠し、開学に至った。学長を中心に組織的に策定した使命・目的及び教育目的の内容を具体的かつ簡潔に文章化し、さまざまな方法で周知、浸透を図っている。また、使命・目的及び教育目的を、目的の達成のために三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。加えて、社会情勢及び地域特性に対応し、大学の使命・目的の達成のために大学全体で組織的に努めている。

「基準 2. 学生」について

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った内容で実施している。アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定しており、さまざまな方法で周知している。入学試験問題は学内で作成し、入学時及び在学時の縦断的なアンケート調査によって、成果の検証を行っている。入学定員及び収容定員に沿った学生数を維持している。学修支援に特別な配慮が必要な学生に対しては、事前相談や記録を適切に行い、状況に合った対応と情報共有ができています。オフィスアワーの活用実態調査を実施し、その結果を今後の設計に生かす仕組みを整えている。キャリア支援については、学部共通の必修科目を配置するなど全学的に実施している。経済的支援として大学独自の段階的な奨学金制度を整備し、適切に実行している。充実した施設・設備を有し、適切に管理している。学生の意見のくみ上げには授業評価アンケートと学生満足度調査の結果を反映した改善へ順次対応している。

〈優れた点〉

- オフィスアワー制度について、利用実態の調査を実施し、その結果を今後の設計に生かす仕組みを整え、一定の成果を挙げていることは評価できる。
- 既卒者の就労状況を踏まえた上で、早期離職防止のためのイベントを企画し、実行していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、関連付けてカリキュラム・ポリシーを定め可視化を図り、学内外に周知している。アセスメント・ポリシーは、学修成果の

点検の担当部署を明確にし、評価・点検を行っている。学修成果の達成度調査を多面的に行い、改善につなげ、質担保に向けた取組みの重要性を高めている。学生による授業評価アンケート結果から「学生授業評価に対する教員授業評価改善計画」報告書にまとめ、学内の情報共有及び学修指導の改善等に用いている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は、教授会及び大学運営協議会議長として広く意見を聴き、リーダーシップ発揮のための補佐体制として、副学長 2 人、学長特別補佐 1 人を配置し、専門性を持たせ役割を明確にしている。また、業務分掌を図るため、必要な委員会組織、職員の配置を行い、効率的な運営を行っている。教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に運用している。また、「FD 委員会」を設置し、各研修会の開催、アンケート実施など堅実にいき、その結果から改善に向けた PDCA サイクルの流れを構築している。職員の研修も活発に実施し、全学的な取組みとしての「学園講話会」開催など組織的に動いている。研究環境を整備し、「学長指定研究制度」創設など内外資金獲得に向けた支援を行っているとともに研究倫理に関する諸規則等を整備している。

〈優れた点〉

○「FD 委員会」の活動状況を学生に周知するとともに、同委員会に学生を参加させ、学生の要望など直接意見を述べるができる取組みは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

各種法令等を遵守した運営を、経営の規律性と誠実性によって維持し、適切に行っている。省エネルギー・省資源への取組みも積極的に行い、関連する諸規則の策定と環境保全、人権へ配慮している。また、危機管理、防火・防災、労働安全管理等へ配慮し、学生のみならず地域自治体との協力や防災訓練実施など、学内外に対する体制を整備し、機能している。法人及び大学の管理運営に関しては、理事長・学長の兼任体制の形式にて適切に行い、業務運営は適切であり、広く意見を募るなどして中長期の事業計画の堅実な執行に努めている。会計処理は規則にのっとり、適切に実施しており、会計監査は、三様監査体制を整え、厳正に実施し、リスク回避への体制を維持している。

〈優れた点〉

○危機管理について、常に行動ができるよう体制を整備し、教職員の危機管理に対する意識の高さから、実際の災害時において、近隣福祉施設等の入所者を受入れ、地域貢献活動を行ったことは、高く評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の組織体制としては、内部質保証推進室、自己点検・評価委員会及び各委員会、IR(Institutional Research)との相互関係の連携を密にし、教職員全体が共通認識を高く維持している。内部質保証のための責任体制は、学長が内部質保証推進室長と自己点検・評価委員長を兼ねて担うことで明確にしている。毎年作成している自己点検評価書を図書

館に配置するなど学内に適切に周知している。IRは学長特別補佐が統括し、審議等の判断材料として活用している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の改正を起点として、アセスメントへの意識を強く持ち、常に学内外の課題の検証及び改善・向上を意識し運用していることから、内部質保証のための整備が効果的に機能している。

総じて、大学は「ホスピタリティー精神」を基盤とし、建学の精神と教育の使命を果たすべく質の高い保健医療分野の専門職を育成し、地域社会に貢献している。具体的には看護師、作業療法士、言語聴覚士の養成、「在宅ケア研究所」の設置、「在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション」の開設により、地域自治体と協力し、地域における保健・医療・福祉の向上に寄与している。また、内部質保証の観点からは、三つのポリシーに加えアセスメントへの高い意識を持ち、毎年、自己点検評価書作成を実行・公表し、教育の質向上に向けた改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.社会貢献と地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 在宅ケア研究所附属「訪問看護リハビリステーション」

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学の使命・目的及び教育目的を学則第1条「目的」に具体的に明文化するとともに、簡潔に文章化している。

大学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）」の基本理念を継承し、人格形成を図り、保健・医療・福祉の領域において活躍できる人材

を養成している。

大学及び学部の個性・特色を、建学の精神及び「教育の使命 2021」に表し、時代の潮流を教育活動に反映するなど、社会情勢及び地域特性に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を教職員の理解と支持を得て策定し、学則、学生便覧、大学案内、ホームページなどで学内外へ周知している。大学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画及び三つのポリシーに整合性を持って反映し、目的の達成のために、大学全体で取り組んでいる。

また、教育研究組織は、学部、学科に加えて総合図書館及び「在宅ケア研究所」を設置するなど、大学の使命・目的及び教育目的との整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。

入学者選抜は、大学が作成する入試問題によって、アドミッション・ポリシーに沿った内容で実施している。また、学生を対象とした入学後のアンケート調査によって、その成

果を検証している。

入学定員及び収容定員に沿った学生数を維持し、コロナ禍の状況に応じた教育環境を整備し対応している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する実施体制は、教職員の協働を推進する計画を含めて、整備・運営している。また、障がいのある学生への配慮を行っている。オフィスアワー制度については、実効性のあるものとして全学的な取組みを続けている。

教員の教育活動を支援するために、ピア・サポーター制度を検討するなどしている。また、中途退学、休学及び留年への対応に関して、学生支援や学籍異動内容等の記録を大学として保持しながら実施するなど、充実した学修支援を展開している。

〈優れた点〉

○オフィスアワー制度について、利用実態の調査を実施し、その結果を今後の設計に生かす仕組みを整え、一定の成果を挙げていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援を全学的、総合的に実施している。教育課程内では、1年次の学部共通の必修科目として、「キャリア・デザインとライフ・デザイン」と「基礎ゼミナール」を配置し、学科専攻の学生間の協同作業を通じた、多職種連携の基盤となる信頼関係の構築やコミュニケーション・スキルの向上に取り組むなどしている。

また、教育課程外では、インターンシップや就職及び進学に対する相談、助言体制を整備し、就職支援室から発信する情報が学内のみならず、学外実習期間においても学生に届くように努めるなどの工夫をしている。

〈優れた点〉

○既卒者の就労状況を踏まえた上で、早期離職防止のためのイベントを企画し、実行して

いることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生委員会、保健管理室運営委員会、就職支援委員会、保健管理室、就職支援室などを設置している。なお、学生の心的支援を担う保健管理室のメンタルサービス部門では、相談員に関して更なる整備を検討している。また、学生の地域へのボランティア活動は、地域貢献室がサポートしている。

学生に対する経済的支援については、入学前、入学後など、段階的に構成した奨学金制度を整備し、その周知の工夫を含めて運用している。課外活動に対する支援は、適切に行っており登録団体数が増加している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、体育施設などの施設・設備は、安全性を含めて設置基準を満たしている。また、実習施設等について、基準にのっとり整備し、社会的変化への対応を考慮するなど、教育目的の達成のための学修環境を確保し、これを有効に活用している。図書館は適切な規模で十分な学術情報を有している。加えて、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

バリアフリーなどによって施設・設備の利便性に配慮し、かつ、授業を行う学生数に関して、必要に応じて小人数によるグループ学修をするなどの工夫で、教育効果を十分に上げている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び施設・設備に関して、学生の意見をくみ上げるために、授業評価アンケートと学生満足度調査を実施している。なお、心身に関する健康相談について今後、学生の意見を聴くことを計画しており、経済的支援など、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果を活用し、適切に対応をしている。また、授業評価アンケートについては、適切な時期に集計し、その結果が活用できるように工夫している。大学は、学生の意見や要望を分析した後、順次改善に反映するとともに、その対応方針を記載した資料を図書館で開示し掲示板にも示すことで、学生にフィードバックしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧やシラバス、ホームページで周知している。単位認定基準、卒業認定基準は、学則及び諸規則により適切に定め、学生便覧やシラバスで学生に周知している。進級については、単位制による年次進行を採用し、進級要件は設けず、在籍期間を満たせば次の年次へと進級できるが、学科専攻ごとに、履修要件を定め、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに関連付けてカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧やシラバス、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、学科専攻ごとにカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成するなど学修行程の可視化に努めている。教養教育については、卒業時アンケート調査により点検・評価を行い、教育内容等の見直しを行っている。

「FD 委員会」を設置し、教授方法の工夫・開発のために、学生が回答した授業評価アンケート結果に対し、教員による授業評価を求め、学生の主体的な学修を促進するための教授方法の改善・新たな工夫について検討する機会を設けている。アクティブ・ラーニングの積極的な導入を組織的に推進している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するため、アセスメント・ポリシーを導入し、その項目ごとに担当部署を明確にしている。ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の達成度調査を多面的に行い、改善につなげている。客観的臨床能力試験の導入に向けた検討を始めており、質担保に向けた取組みの重要性を認識している。

学生による授業評価アンケート結果に対する教員による授業評価を「『学生授業評価に対する教員授業評価改善計画』報告書」としてまとめ、教員に共有し、教員が教育内容・方法や学修指導の改善に活用できるよう工夫している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「弘前医療福祉大学学長選考規程」に基づく手続きにおいて学長を適切に選考し、学長は、教授会及び大学運営協議会議長となって意見を聴いている。また、学長のリーダーシップ発揮のための補佐体制として副学長 2 人と学長特別補佐 1 人を配置し、専門性を持たせて役割を明確にするとともに、業務分掌化を図るため、各種委員会等を設置し、必要な職員を配置して効率的な運営を行っている。

大学の意思決定は、あらかじめ教授会に意見を聴くことが必要な事項を規則で定め、教授会の位置付けを明確にしている。教授会では議論を重ね意思統一を図りそれを踏まえ、学長が決定しており、教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に行っている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任の方針に基づく「弘前医療福祉大学教員選考規程」及び「弘前医療福祉大学教員選考基準」を定め、適切に運用している。

また、「FD 委員会」を設置し、教育研究活動の質の向上、内容・方法等の改善及び開発を効果的に実施できるよう活動している。この「FD 委員会」が中心となり、各種研修会の開催、アンケートの実施、授業改善計画及び報告書の作成・公表といった PDCA サイクルを意識した一連の流れが出来ている。

〈優れた点〉

- 「FD 委員会」の活動状況を学生に周知するとともに、同委員会に学生を参加させ、学生の要望など直接意見を述べる事ができる取組みは評価できる。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人弘前城東学園事務職員研修取扱要綱」を策定し、職員の資質・能力向上に堅実に取り組んでいる。学外研修には、職員全体で積極的に参加している。

学内研修では、大学運営に密接に関係する法改正についての解説や、大学の抱えている課題に対する研修を実施し、解決に向け取り組んでいる。また、全学生及び全教職員を対象とし、法人の成り立ちや高等教育の現状及び内部質保証の重要性について、「学園講話会」を開催するなど、組織的に取り組んでいる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境としては、講師以上の教員には個人研究室、助教・助手には共同研究室を提供し、研究活動のための個人研究費も職階に応じ、一定額支給しており教員の研究活動を支援している。また、個人研究費とは別に、学科横断的な研究を促すため、「学長指定研究制度」を創設し、外部資金獲得に向けた支援や、採択された研究代表者から助言を得られる体制をつくり、人的支援も行っている。

研究倫理に関しては、不正行為を防止するための諸規則を整備しており、更に「利益相反マネージメントポリシー」を策定している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人弘前城東学園寄附行為」等に基づき、教育基本法の関連法規を遵守し、経営の規律と誠実性の維持に努め、適切な運営を行っている。その上で大学の使命・目的の実現に向け理事会、評議員会を定期的に開催し、事業計画や予算計画が単年度だけではなく中期目標・中期計画にのっとり継続的に実行している。

省エネルギー・省資源対策などの積極的な取組み、情報セキュリティポリシーの策定や個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止に関する諸規則を定め環境保全や人権へ配慮している。また、危機管理、防火・防災管理、労働安全管理などにも配慮し、特に学内のみならず地域自治体と一体となった災害計画の策定に協力し、一部福祉施設とは協定書に基づく災害訓練を実施し、学内外に対する危機管理体制を整備し適切に機能している。

〈優れた点〉

○危機管理について、常に行動ができるよう体制を整備し、教職員の危機管理に対する意識の高さから、実際の災害時において、近隣福祉施設等の入所者を受入れ、地域貢献活動を行ったことは、高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法及び寄附行為にのっとり、法人の業務を決するため理事会を置き、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学の重要規則の制定・改廃、役員の変更等について審議している。

理事の理事会への出席状況は良好で、理事の選任について適切に行っている。また、理事会機能の補佐体制として「法人運営会議」を設置し、機動的な意思決定のための仕組みを構築し事業計画の確実な執行に努めている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営機関の意思疎通や連携は、理事長の学長兼任という形式において適切に行っている。特に、理事長直属の法人内部監査室を設け、監査計画書に基づく監査とその結果に基づく改善、その後の検証も行っているなど、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているとともに、教職員からの情報や提案をくみ上げる仕組みも整備している。

監事の選任について適切に行っており、監事は、理事会・評議員会へ出席し、意見具申を行っている。法人及び大学の業務監査・会計監査が監事のみならず、内部監査室、監査法人と連携しながら三様監査として実施し、管理運営の円滑化と相互チェック体制を整備している。評議員会においても、評議員の選任、出席状況、諮問状況など適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から 5 年分の「学校法人弘前城東学園中期目標・中期計画」を作成し、各年度の事業計画及び収支予算は、中期目標・中期計画に沿った形で策定している。

大学においては、18 歳人口が減少する状況下でも安定した入学者を確保することで、基本金組入前当年度収支差額が収入超過となり、法人の安定した財務基盤を築いている。

令和 3(2021)年度に新たに借入れを行ったが、財務状況に影響を及ぼす金額ではなく、収支均衡を確保している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人弘前城東学園経理規程」「学校法人弘前城東学園経理規程細則」「学校法人弘前城東学園資金運用規程」にのっとり、適切に実施している。

会計監査については、監査法人による会計監査と、監事及び内部監査室による監査を、

相互に良好な連携のもと三様監査として厳正に実施しており、リスクを回避する体制が整っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関連する事項に関しては、平成 30(2018)年以来、検討する機会を複数回設け、全学的に取り組むべきこととして位置付けている。内部質保証に関しては、教職員に周知、浸透しており、大学の質の保証に対する共通認識を高く維持している。組織体系は、現在運用している内部質保証推進室と自己点検・評価委員会及び各委員会、IR との相互関係の連携を密にし、PDCA サイクルとして整理し運用している。

内部質保証のための責任体制については、学長自ら内部質保証推進室長と自己点検・評価委員会委員長を兼ねて担うことで、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、毎年自己点検評価書を作成し、ホームページに公表している。作成後の自己点検評価書を図書館入り口付近に配置するなど、学内への周知も滞りなく行っている。

IR は、学長が指名した学長特別補佐が統括しており、大学運営協議会等の会議で審議・報告する判断材料として活用し、IR レポートは内部質保証推進室に報告している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーの改正を起点として、内部質保証に取り組んでいる。建学の精神と「教育の使命 2021」の策定及び改定作業を内部質保証推進室からの指示に基づいて全学的に行い、整合性を検証して、授業改善の課題等は、PDCA サイクルに乗せるよう対応し、常に改善・向上に取り組む姿勢で努めている。

自己点検・評価委員会や内部質保証推進室の更なる整備など、全学的な取り組みとして認知し、意識的に運用していることから、効果的に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献と地域連携

A-1. 地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働

- A-1-① 地域貢献活動を行う組織とその運用
- A-1-② 地域社会への貢献活動の実践
- A-1-③ 地域の機関・組織と協働した活動の実践

【概評】

建学の精神を体現した社会貢献・地域連携に関するさまざまな取り組みを、大学が有する人的、物的資源を最大限に生かして実施している。新型コロナウイルス感染禍においては、動画配信を用い、感染対策等の情報を発信し、地域の要望に応じた社会貢献活動に努めている。

また、青森県環境生活部環境政策課による「もったいない・あおもりアクションプログラム 2021（もったいない・あおもり県民運動）」に賛同し、地域貢献活動の一つとして、月に1回の校外学生通学路のごみ拾いを実施している。学生による積極的な地域貢献活動への参加は機会が少ないが、大学として学生の主体的参加を継続的に促している。

大学及び短期大学部には、保健、医療、リハビリテーション、介護福祉、食、防災等、さまざまな専門職養成のコースがあり、それらの専門性を生かした工夫により、質の高い地域貢献が期待できる。

高大連携校との連携活動を積極的に行っており、「総合的な学習（探求的学習）」や学修に困難を抱える生徒の支援のために教員を派遣し、積極的に高校生の学びを支援している。高大連携校からの入学生は一定数割合で確保しており、高大連携校との円滑な協働が実践できている。

在宅ケアの実践・教育・研究の基盤となるフィールドとして「在宅ケア研究所附属 訪問看護リハビリステーション」を設置している。医療機関が主体ではなく、大学が設置した「訪問看護リハビリステーション」であるという特徴を生かし、教育、研究、実践を連動

弘前医療福祉大学

させながら、訪問看護師の育成や「在宅ケア研究所」との連携により、地域の課題解決を目指したプロジェクトなどに取組み、地域包括ケアシステムへの貢献に努めている。研究及び教育機関である大学が「訪問看護リハビリステーション」を附置しており、建学の精神、大学の使命を体現している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 在宅ケア研究所附属「訪問看護リハビリステーション」

在宅ケアの研究拠点化を目標に掲げ、その達成に向けて在宅ケアの実践・教育・研究の基盤となるフィールドとして「在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション」を令和2（2020）年4月に開設した。訪問看護リハビリステーションでは専任の常勤看護師を採用し、医療保険および介護保険による訪問看護を提供している。地域の居宅介護支援事業所や診療所、医療機関の地域連携室等とのつながりを構築しながら利用者数を増やし、在宅療養者への実践を積み重ね、地域包括ケアシステムに貢献している。

教育的実践としては、令和3年9月より看護学科の学生の臨地実習を受け入れ、訪問看護利用者への同行訪問やカンファレンスを通して在宅ケアに必要な知識・技術・態度について指導している。また、訪問看護師の不足が全国的に問題となっている中で、積極的に訪問看護未経験者を採用し実践教育を行なっている。令和4年（2022）年4月には新卒者を採用し訪問看護師育成に着手している。このように、学生、新卒者、既卒者に対する教育をそれぞれの教育プログラムにそって包括的に実施することによって、地域の在宅ケアに資する人材育成に寄与している。

訪問看護リハビリステーションを基盤とする研究活動では、在宅ケア研究所と連携しながら地域の課題解決を目指したプロジェクトに取り組んでいる。令和3（2021）年度には青森県内における訪問看護師育成についての実態調査を行った。今後、研究結果から地域の現状を把握した上で教育環境を整備し、地域における訪問看護師育成の拠点を目指すこととしている。他に、高齢者施設における看取り、在宅における排泄ケア、地域住民のケアニーズに関する研究にも取り組んでおり、これらを地域のケア実践者や住民との繋がりを深める機会とし、研究と教育、実践を連動させることによって、大学が附置する訪問看護事業所としての役割を果たしている。

研究拠点となるべき附置機関が最初に構想されたのは、平成27（2015）年に策定した「大学の未来像について検討する会」の答申であった。同年の大学機関別認証評価報告書では、「大学の中長期展望に関する意見を具申するために組織された「大学の未来像について検討する会」からの答申を参考に、中長期ビジョンを策定するなど「教育理念」の実現に向け継続的に努力している。」と講評された。今後も長期計画の柱として成長を続けたい。

